

しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）（案）に対するご意見と県の対応・考え方（公表予定）

募 集 し た 期 間：令和6年12月24日（火）から令和7年1月19日（日）まで
 提出された意見数：27名56件（内訳：メール4名（24件）、電子申請23名（32件））

○こども・若者の皆さん、そして大人の皆さんからたくさんの貴重なご意見をいただきました。

○ご自分の経験から県や市町村に望む支援についてのご意見もあれば、困難を抱えているこどもたちを支援しておられる居場所の支援者の方が聞き取って届けていただいたこども・若者のご意見もありました。

○ご意見の全てをしまねっ子すくすくプランに反映はできませんが、全庁共有の上、今後の施策を進めていくための参考とさせていただきます。

○いただいたご意見の分類は次のとおりです。

なお、ご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約の上、共通するご意見は集約して分類しています。

第4章 施策について（意見の分類）		件数（うち、こども・若者）
基本理念Ⅰ	こどもの権利の尊重、意見表明、多様な居場所づくり、相談窓口等の情報提供	11（5）
基本理念Ⅱ	安心して妊娠・出産できる環境の整備	2（0）
	幼児期までのこどもの育ちの支援	1（0）
	全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり	9（5）
	こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保	6（3）
	若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり	5（3）
	子育て当事者への支援	7（1）
基本理念Ⅲ	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	3（1）
	こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1（1）
そ の 他		3（1）
合 計		48（20）

こども・若者の意見



自分が大切にされている、と感じるのはどんなとき？

- 「いつでも相談していいよ。」って言ってもらえるとき
や悩みを聞いてもらったとき
- 一歩踏み出したいと思った時、否定せずに応援してくれるとき
- 自分の為に時間を作ってもらえたとき
- 感謝されたとき
- お母さんに髪の毛を乾かしてもらっているとき
- 居場所に来て迎えられるとき

「ご意見1」と県の考えをご覧ください



見た目や、人と違うことに偏見を持たないで欲しい

- 学歴やキャリア、実績とか、人と違う（仕事の有無・学歴・見た目（性別の曖昧さ））で判断しないで欲しい。
- 学歴がない人は悪で、学歴がある人は良いというような古風な考え方はやめてその人自身をちゃんと見るようにするべきだと思う。

「ご意見2」と県の考えをご覧ください



こどもの意見も聞き入れるよう、大人も努力していく必要があると思う

- こどもや若者の言葉は大人に伝わらないと思う。勝手に想像される。
- 伝えようと思ったら伝わるのかもしれないけど、伝えるために自分の気持ちを整理することが、精神的に落ち込んでいるときには難しい。
- 大人の意見が絶対ということはないと思う。こどもの意見も聞き入れ気持ちを受け止め、大人も努力していく必要があると思う。

「ご意見3」と県の考えをご覧ください



誰でも自由に行ける居場所、助けを求めることができる学校以外の居場所が欲しい

- こどもの居場所が学校しかない。
- 若者支援って言っているけど、学生の居場所は民間がするのではなく、県・市・政府がやって欲しい。居場所への抵抗や偏見が無くなる。
- 相談出来る場所が欲しい。親に言えない子が助けてと言える場所。学校外の保健室の設置。
- 20代・30代の居場所がない。

「ご意見7」と県の考えをご覧ください

こども・若者の意見



遊べる場が欲しい

- ラウンドワンを作って欲しい。カラオケ以外の居場所。体を使う居場所が欲しい。
- キッザニアが欲しい。
- トイザらスが欲しい
- 松屋が欲しい。
- ライブするアーティストが来られる場所が欲しい。
- 室内遊びが無い。
- 休みの日のイベントも文化的なものが多すぎる。若者を島根で遊ばせようとしていると思えない。

「ご意見10」と県の考えをご覧ください



好きなことを学べる環境や将来について

- 将来の夢を考えるきっかけになるように、いろいろな大人の話聴いて考えを深めることができる機会を増やして欲しい。
- 自分が好きなことがたくさん学べる環境が欲しい。たとえば、理科が好きなので実験とかたくさんできる勉強の場が欲しい。音楽も好きなので、プロの人の演奏を近くでたくさん聴きたい。
- 職業体験ができる場をもう少し増やしてほしい。

「ご意見21・22」と県の考えをご覧ください



オンラインでの授業参加と単位取得

- 本当は今在籍している高校に戻りたい。オンラインの単位取得があれば良い。
- 病気の際はオンラインで授業の出席が認められるけど、精神的に体調が悪くて外に出られないときはオンライン授業を受けることができない。
- 学校に行きたい、卒業したいと思っているけど精神的事情で学校に行けない場合に、リモートで授業参加できるような制度が欲しい。

「ご意見29」と県の考えをご覧ください



県内の公立学校でのスマホ利用について

- 都会の学校ではインスタグラムを活用したり、スマホ端末で二次元コードを読み取ったりしているため、タブレット端末の使用だけではなく、スマートフォン端末を使用することで都会の学校との差が埋められると考える。また、緊急時の連絡が迅速に対応できたり、学習用のアプリをダウンロードするとかでより深い学びが可能と考える。

「ご意見23」と県の考えをご覧ください

こども・若者の意見



学校に行っていないこどもや若者の居場所を充実して欲しい

- 学校に行っていない子の居場所が欲しい。
- フリースクールが少ない。
- 高校生が行けるフリースクールを増やして欲しい。
- フリースクールが高い。遠い。移動手段がない。
- コミセンにフリースクール機能を備えて欲しい。
コミセン内に学校・教育の話を聞いてくれる専門家を常設して欲しい。コミセンは学校の近く・家の近くにあるのでもっと活用して欲しい。

「ご意見26」と県の考えをご覧ください



性についてもっと早い時期にしっかり教えて欲しい

- 性教育についてもうちょっと保健で教えて欲しい。
こどもの作り方や性処理など。
- 女子に生理のことを教えるように、男子に性や性行為のことを教えて欲しい。
- 性的な悩みを周りに言いづらい。
- 高校に行かない人もいるから、義務教育中に教えて欲しい。
- 聞きにくいことだからこそ、正しい性教育を国からYouTubeで配信して欲しい。

「ご意見18」と県の考えをご覧ください



将来の夢や希望をかなえるために望む支援

- 夢は持っているけど将来が不安。
- 県内の専門学校の種類が少ない。やりたいことの為に県外に出ないといけない。
- 学生世代は支援や制度があるけど、学生期間を過ぎたら（20代）、制度が極端に減る。
もっと広い受け皿が欲しい。学生期間を過ぎると応援されない。
- 物価や社会保険料、税金の上昇を鑑みて賃金も上昇して欲しい。安心して働ける社会をつくって欲しい。

「ご意見30・31」と県の考えをご覧ください



結婚や子育てについて

- 結婚はいずれはしたいと思う。孤独が嫌だから。誰かとの関わりがないと生きていけないから。
- 結婚したい。こどもが欲しいから。
だからこどもが産みたいという政策を出して欲しい。
金銭面の負担が抑えられると産みたくなると思う。
- パートナーは欲しいけど、結婚しない自由も欲しい。
- 自分の事（就職、自分のキャリアを積む）で考える余裕もない。
- 仕事をしながら子育てをできる自信がない。大変そう。

「ご意見32・36」と県の考えをご覧ください

こども・若者の意見



学校で困ったとき、先生に相談にのって欲しい。

- 学校で困ったとき、先生はあまり話を聞いてくれないです。忙しいと思うので、相談にのってくれる先生がたくさんいたらいいと思います。
- 先生に「生徒同士で喧嘩している。トラブルがある。」と、嫌だと言っているのに「仲が良いから」と流しちゃうのが嫌。

「ご意見20・25」と県の考えをご覧ください



見た目ではわからない虐待がこどもの将来に害があることを知って、考えて欲しい。

- 親の異変に気付いて欲しかった。
両親に精神障がいがあり、危険なことをさせられていた時に、気づいて支援につなげて欲しかった。
- 虐待を受けたこどものその後の人生・将来の弊害を考えて欲しい。
- 見ただ目で分からない虐待。
身体的虐待じゃない虐待が、こどもの将来に害があるのを知って考えて欲しい。

「ご意見42」と県の考えをご覧ください



なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。

- 「死んじゃだめだよ、死なないで。」って親に言われるけど、なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。

「ご意見45」と県の考えをご覧ください

ご意見の概要と県の考え方

※ご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約の上、共通するご意見は集約して記載しています。

➤ は「こども・若者のご意見」、○はその他の方からのご意見です。

第4章 施策の展開（各施策）に関するご意見

《重点推進事項1》こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

（1）こども・若者の権利の尊重・人権教育の推進・意見表明の機会の充実

ご意見 1	《自分が大切にされているな、と感じるとき》 ➤ 「いつでも相談していいよ。」って言ってもらえる時 ➤ 悩みを聞いてもらった時 ➤ 「高校を卒業して大学に行きたい」って言った時に「お金は気にしなくて良いよ。応援する。」って言ってもらった時 ➤ 一歩踏み出したいと思った時、否定せずに応援してくれるとき。 ➤ 自分の為に時間を作ってもらえた時。 ➤ 感謝された時。 ➤ お母さんに髪の毛を乾かしてもらっている時も感じている。 ➤ 居場所に来て迎えられるとき。大切にされているな、って感じる。
県の考え方	● こどもや若者の皆さんは、それぞれひとりの人間として、違った性格や考えを持つことを尊重され、安心して自分の意見や考えを伝えることが権利として認められていること、自分の自由な意思を持って将来を選択できる権利があることなどを、多くの大人に知ってもらい、考えてもらう機会や仕組みづくりを地域や学校、家庭、社会全体で進めていきます。 ● こどもたち一人一人が「大切にされている」と体験として感じる環境づくりについては、自他の人権を大切にす教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ● なお、教職員に対して、日常的にこどもへの声掛けをしたり、悩みなどについて丁寧を受けとめたり

	することで子どもたちの背景をつかみ、それに応じた対応を細やかに取り組むよう教職員研修を通じて伝えております。引き続き子どもたちが「大切にされている」と実感できる学校づくりを進めていけるよう研修の充実を図ってまいります。
--	--

(2) 見た目や、人と違うことに偏見を持たないで欲しい

ご意見 2	➤ 学歴やキャリア、実績とか、人と違う（仕事の有無・学歴・見た目（性別の曖昧さ））で判断しないで欲しい。 ➤ 学歴がない人は悪で、学歴がある人は良いというような古風な考え方はやめてその人自身をちゃんと見るようにするべきだと思う。
県の考え方	● 偏見による差別の解消については、自他の人権を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ● 「こどもの権利」について教職員研修等で取りあげ、こども・若者の権利について理解が深まるよう取り組んでまいります。

(3) こどもの意見を取り入れてみんなが生きやすい社会にしたい

ご意見 3	➤ こどもや若者の言葉は大人に伝わらないと思う。勝手に想像される。 ➤ 伝えようと思ったら伝わるのかもしれないけど、伝えるために自分の気持ちを整理することが、精神的に落ち込んでいるときには難しい。 ➤ みんなが生きやすい社会になったらいいなと日々つくづく思う。何不自由なく過ごせる環境(お店、学校、病院がすぐ行ける距離にあること)、他人だろうと親切に関わりようとする気持ちを持つこと、また、誰もが寄り添える場所、人があること、その空間を作ることがとても大切だと思う。 ➤ 大人の意見が絶対ということはないと思う。 ➤ こどもの意見も聞き入れ、気持ちを受け止め、大人も努力していく必要があると思う。
ご意見 4	○ 常に基盤にあることは、目の前のこどもの幸せを守ること。一人ひとり個性があり、考えや意見は違うが、それこそが尊いものであり、よりよい社会をつくる上で、欠かせないものだと思う。 ○ 社会の一員として自分の考えや意見を自由に発言できるような環境を整えてあげることが、大人がなくてはいけないことであり、そういったことがこどもの幸せにつながると考える。 ○ 今後、この計画でさらにこどもを大切にする動きが島根県で増えていくことを願っている。
県の考え方	● こども・若者のみなさんが幸せに暮らせる社会につながるよう、こども・若者のみなさんが、自分のことについての意見などを言いやすい環境づくりなどについて、ご意見を踏まえ取り組んでまいります。 ● こどもに関する施策の実施にあたっては、こどもの意見を反映していくこととしていますので、ご意見を踏まえ取り組んでまいります。 ● 「こどもの意見表明権」に関する環境づくりについては、自他の権利を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ● 「こども基本法」を教職員研修等で取りあげ、その中に記述のある「意見表明権」を中心に伝えることで、こどもたちが考えていることを安心して表現したり、聞いてもらえたりする学校現場が実現できるように取り組んでまいります。

(4) 包括的性教育の推進と人権教育について

ご意見 5	○ 包括的性教育をすすめ、人権もからだも守られて安心して暮らせる島根県にしてほしい。 ○ また、包括的性教育による人権教育は、高齢者を含め大人も受ける必要があると思う。
県の考え方	● 性の多様性については、自他の権利を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ● 教職員に対して、性的指向や性自認等について、悩みを抱えるこどもたちに対する支援や配慮の手引となるリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を公立学校に配布し、研修等で活用することにより、教育現場での理解増進と人権意識の向上を推進しています。 ● また、性的少数者の方の生きづらさを少しでも軽減するため、県では令和5年10月に市町村と共同でパートナーシップ宣誓制度を導入、令和6年7月からはセクシュアリティに関わる悩み事に応じる専門の電話相談を実施しています。 ● 心身の健康づくりや人間関係づくりなど、それぞれの相談内容に応じた対応をするため、学校からの電話相談を受ける健康相談アドバイザー事業や、学校に講師を派遣し講義や研修を行う専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）、健康相談事業（心と性の健康相談事業）を実施しています。いただいたご意見は今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。

(5) 気軽に相談しやすいSNS相談等の支援

ご意見 6	○ 相談しやすい環境、ご近所付き合い、保育園・幼稚園にもっと入りやすくなればよい。 ○ SNSなどで気軽に相談しやすいサイト、支援制度をもっとわかりやすくなるなど。
県の考え方	● 県民の皆様が置かれているそれぞれの状況に応じて、必要な支援制度や相談窓口等の情報を得られるよう、関係機関と連携して、わかりやすい情報発信に努めます。 ● 県では、公式LINE「しまね子ども生活サポート」を使って、子育て世帯向けの支援制度や相談窓口、イベント情報等を情報提供しています。引き続き、様々な支援制度等をわかりやすく情報提供するよう努めていきます。 ● 就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するための支援制度については、入学時及び進級時の書類配布等により周知を図っているほか、SNSによる周知等も行っています。 いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。

(6) 多様な居場所づくりの推進

①誰でも自由に行ける居場所、助けを求めることができる学校以外の居場所の確保

ご意見 7	➤ こどもの居場所が学校しかない。 ➤ 若者支援って言っているけど、学生の居場所は民間がするのではなく、県・市・政府がやって欲しい。居場所への抵抗や偏見が無くなる。 ➤ 居場所を知らない人は未知の世界だから、実態を知られておらずそこに行く人と偏見の目で見られる。 ➤ 相談出来る場所が欲しい。親に言えない子が助けてと言える場所。学校外の保健室、の設置。 ➤ 20代・30代の居場所が無い。
県の考え方	● 様々な困難を有するこども・若者の相談・支援のため市町村に子ども・若者総合相談窓口の設置と居場所事業の実施などを引き続き働きかけます。

②島根県青少年交流センターを設置してほしい

ご意見 8	○ 主に 39 歳までの若者が気軽に立ち寄れ、思い思いに過ごすことができるフリースペース（多目的スペース、音楽・ダンス等の表現活動のできる多目的ホールのほか、学習室、音楽スタジオ、AI スタジオ、調理室等、様々な機能）のある、安心して自由に過ごすことのできる居場所があるといい。 ○ 若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」をサポートする専門スタッフ「青少年サポーター」が地域のボランティアと一緒に応援する場。 ○ 若者に社会や地域の一員であることを実感してもらう。 ○ 地域の力が若者の力に、若者の活動が地域の力に、などの願いが込められている。 ○ 居場所には、青少年関係団体の事務局なども入るスペースが欲しい。
県の考え方	● 意見内容にあるような島根県青少年交流センターを設置する予定はありませんが、様々な困難を有するこども・若者の相談・支援のため市町村に子ども・若者総合相談窓口の設置と居場所事業の実施などを引き続き働きかけます。 ● こどもたちの中にある「やりたい」「やってみたい」を地域の中で実現できるようこどもたちの居場所づくりに取り組む市町村に対して、つながりづくり「ふるさと活動」実践事業を通して支援しています。活動の場所も、その実情に応じて公民館等の社会教育施設や空き家活用など様々な形で進めていただいております。 ● ご意見をいただいた、こどもたちの居場所のねらいを果たすには、こどもたちの身近な場所にあることでそのねらいを果たすことができると考えており、各地域や市町村において取組を進めていただくことが重要であると考えております。

③子ども食堂をはじめとするこども・若者の居場所の事例集を発行し、県内の各機関に配するとともに、県民にも自由に閲覧できるようデータ化して開示してほしい。

ご意見 9	○ 居場所づくりは行政の直営ではできない仕事である。行政は制度がないと何もできないから。 ○ また、助成をしたとしても条件や制約が多くて、自主的な運営をしているこどもや若者の居場所にあてはまらない部分が多い。こどもや若者の居場所は、住民との信頼関係、運営の柔軟さ、そしてボランティアの自由な集まりに支えられているからである。 ○ 事例集には、一般的の運営事例だけでなく、助成金と助成団体との協力関係、お金や物品の寄付の受付と寄付者との協力関係、ボランティアの募集や継続の在り方、案内の仕方、地域との関係なども含めて記載していただければと思う。
県の考え方	● 県内の子ども食堂の情報については、誰もが自由に閲覧できるように、島根県社会福祉協議会のホームページ「しまね子ども食堂ネットワーク」で紹介しています。併せて、寄附金を受け付ける申込フォームや子ども食堂からのお礼のメッセージ等も掲載しています。また、子ども食堂の開設や運営を支援するため、地域と連携した事例や助成制度、島根いきいき広場を活用したボランティア募集など、様々な情報提供を行っています。 ● 県では、NPOが行う活動についての理解と共感の輪を広げるために、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」や県民いきいき活動の奨励賞などの取組を行っています。 ● また、しまね社会貢献基金を活用して活動資金の確保を支援しております。 ● しまね県民活動支援センターでは、研修会や専門相談等で、団体の設立支援、運営支援等を行っています。

(7) 遊びの場の確保

ご意見10	➤ ラウンドワンを作って欲しい。カラオケ以外の居場所。 ➤ 体を使う居場所が欲しい。 ➤ ライブするアーティストが来られる場所が欲しい。 ➤ 室内遊びが無い。 ➤ 休みの日のイベントも文化的なものが多すぎる。 ➤ 若者を島根で遊ばせようと思っているように思えない。 ➤ キッザニアが欲しい。 ➤ トイザラスが欲しい ➤ 松屋が欲しい。
県の考え方	● ご意見としてあげていただいた遊び場をはじめ、県内にないものはたくさんあります。民間商業施設の出店は各事業者の経営判断によるものですので、県が直接取り組むことは難しいですが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

ご意見11	○ 田舎は遊ぶところが全然ないので若者がいなくなるんだと思います。 ○ 島根県の高齢化を少しでも改善したいと考えておられるなら、もっとこどもが遊べる場所など都会の良い部分を取り入れると良いと思います。
県の考え方	● ご意見のとおり都会にしかないことがたくさんありますので、都会のよい部分を参考にしながら、島根県ならではのよい部分を活かして施策を進めていきます。

《重点推進事項２》安心して妊娠・出産できる環境の整備（妊娠前から幼児期まで）

（１）不妊治療費の経済的負担の軽減

ご意見１２	○ 不妊治療の費用の負担を減らして欲しい。
県の考え方	● 不妊治療については令和４年度から保険適用されましたが、県や市町村では、こどもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため助成事業を実施しています。 ● 県では、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療と併せて行われる先進医療に要する費用の一部について助成しています。また、市町村では、主に保険診療又は保険外診療に係る治療費の自己負担の一部について助成されています。 ● 助成事業については、最寄りの保健所又はお住まいの市町村にご相談ください。

（２）受動喫煙防止について

ご意見１３	○ こどものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要である。都道府県や市の受動喫煙防止条例では、受動喫煙の危害について規定を設けている例が幾つかある。県計画でも同様の趣旨を盛り込んだ条例を制定してこどもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい。 ○ こどもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（２／３助成）の予算化を、県と市町村で検討いただけないか。
県の考え方	● たばこ対策は、喫煙者本人の健康影響だけでなく、受動喫煙や２０歳未満の者の喫煙などの問題もあり、社会全体での取組が重要であることから、平成１６年２月に「島根県たばこ対策指針」を策定し、随時改定を行いながら、現在は第５次指針（令和６年３月策定）により取組を推進しています。 ● 指針では、たばこ対策の４本柱として、「２０歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙の防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を掲げ、関係機関・団体等と連携して今後も取組を進めてまいります。 ● ご意見を受け、本計画にも、こどもへの受動喫煙防止、喫煙者への禁煙サポートについて追記いたします。

《重点推進事項３》幼児期までのこどもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）

（１）一時預かり等多様な保育ニーズへの対応・保育士等の資質向上

ご意見１４	○ 自分の住んでいる市町村では、保育園で一時保育を行っているが、月に１２回まで利用可能といっても、実際にはどんなにお願いしても月に２回程度しか使えない。全く利用できない時もあった。どこにも預けることができない子育て環境で苦しかった。 ○ 一時保育を行う保育園の人員を増やすことが難しいのであれば、他のところでの一時預かりを検討してもらいたい。 ○ また、保育士等職員の中には、こどもを深く傷つけるような方もいるので、研修などを行い、保育の質の向上と、こどもたちへの温かい対応を求める。
県の考え方	● 県では、市町村が行う「一時預かり事業」について、国の支援制度による運営支援に加え、国制度の対象とならない取組について県単独で支援を実施しています。現状を見ますと、職員配置の関係などで十分なサービスを提供できない地域もありますが、様々な保育ニーズに対応するために、一時預かり事業の充実など市町村の取組を引き続き支援していきます。 ● 県では、保育所等における不適切な保育の防止を図るため、保育所等や市町村に対して、国が作成した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の趣旨の理解と対応の徹底をお願いした上で、保育所の施設長や保育士等を対象にした研修や会議において、組織として防止に取り組む必要性について、理解を深めていただいています。 ● また、保育所において虐待等を未然に防止するためには、日々の保育の振り返りを行うことが大切であり、県と市町村が合同で行っている保育所等指導監査において、保育の振り返りが適切に行われるよう確認、指導を行っています。今後も、引き続き、不適切な保育を未然に防ぐための取組を行い、保育の質の向上を図って参ります。

《重点推進事項４》 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）

（１）読み書き障がいのあるこどもへの支援について

ご意見１５	○ 限局性学習症（読み書き障がい）という発達障がいの一部を持つこども達は、今現在スタンダードになっている紙と鉛筆による学びや繰り返し書いて覚える等の学習が困難であるから、通級等で行われている読み書きの機能介入と ICT 機器利用等の支援両輪が揃うことを希望する。 ○ 読み書き支援に有効な ICT 機器利用も学校によって利用頻度がバラバラである。同じ県内の小学校で学んでいるにも関わらず機会が確保されないのはこどもの権利が保障されているといえるのだろうか。この読み書き困難のこども達の学ぶ権利に対しても市町村単位ではなく県からの支援を強く望む。
ご意見１６	○ 現在県内では読み書きスクリーニング検査を導入している市町村があり、診断に頼らず困っているこどもを見つけようとしているのだと考える。とても素晴らしい取組で今後も引き続き継続し全市町村にて実施される事を強く望む。施策の目的に『障がいのあるこどもとないこどもが同じ場で共に学ぶことを追求する』とある。 ○ インクルーシブ教育とは障がいがあるから支援して障がいのないこども達と同じ場でともに学べるようにするのは足りないと思う。障がいの診断があろうがなかろうが、同じ場でともに学べるように困難のある子を含めた支援を全体に向け、当たり前とするユニバーサルデザインの考えを取り入れて欲しい。 ○ そして障がいの程度によってはそれでもなお支援が必要なこどもがいるだろう。そういったこども達にも加えて個別最適化の教育を提供して欲しい。
ご意見１７	○ 2019 年に読書バリアフリー法が施行された。学校図書館支援センターを設置している松江市では一人一台端末を使用して学校図書館でマルチメディア DAISY 図書を借りる事ができる。 ○ これは自分で文字を読むことが困難なこども達の情報へアクセスする権利を保障している素晴らしい取組であり、ぜひ県内の市町村全てで行って欲しい。 ○ また、学校図書と連携して教材の電子化を行っている自治体がある。読み書き困難なこども達の生きる力を育成するために ICT を活用した個別最適な学びの提供を希望する。

県の考え方	● 読み書き障がいのあるこどもの支援については、今年度、小・中学校教員を対象に、ICT 活用をテーマにした研修やLD（学習障がい）のあるこどもの指導・支援の研修を実施しており、いただいたご意見のとおり重要であると考えています。今後の特別支援教育推進に向けての施策や教職員への研修を実施する際の参考とさせていただきます。 ● インクルーシブ教育システムの推進及びユニバーサルデザインの推進による学びの保障についてはご意見のとおり重要であると考えます。今後、小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを実現していくためにご意見を参考にさせていただきます。 ● 公立小中学校に勤務する学びのサポーター・学校司書を主な対象とした研修講座において、特別支援教育に関わるテーマ（多様なニーズへの対応、読書バリアフリー等）を取り上げ、学校図書館を中心としたこどもの読書活動や学びの支援に関わる情報提供を行っています。
--------------	---

(2) 性への理解を深める教育

ご意見18	➤ 性教育についてもうちちょっと保健で教えて欲しい。こどもの作り方や性処理など。すぐにでも正しい性処理の仕方を教えるべき。間違っていたら病気になる。 ➤ 女子に生理のことを教えるように、男子に性・性処理・性行為のことを教えて欲しい。 ➤ 性的な悩みを周りに言いづらい。 ➤ 高校に行かない人もいるから、義務教育中に教えて欲しい。 ➤ 聞きにくいことだからこそ、国がきちんと教えるべき。正しい性教育を国から YouTube で配信して欲しい。
ご意見19	○ 性暴力や性加害のない、安心して異性との出会いが保証されること、包括的性教育の推進や性暴力を許さないというメッセージの発信や厳罰化など、安心感こそが、住み続けたいしまねにつながるのではないかな。
県の考え方	● 学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施しています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 心身の健康づくりや人間関係づくりなど、それぞれの相談内容に応じた対応をするため、学校からの電話相談を受ける健康相談アドバイザー事業や、学校に講師を派遣し講義や研修を行う専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）、健康相談事業（心と性の健康相談事業）を実施しています。いただいたご意見は今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 性暴力の根絶については、若年層に対するデートDV予防教育や、女性に対する暴力をなくす運動などでその取組を行っているところです。ご意見の性暴力の根絶は重要と考えておりますので、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 警察では、性犯罪相談窓口の設置、性犯罪の取締り、性加害・性被害防止の広報啓発活動等に取り組んでいるところです。引き続き、「性犯罪を許さない」という認識を広めると同時に、相談窓口の周知等相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

(3) こどもの心理的・社会的ケアに向けた教育相談体制の充実

ご意見20	➤ 学校で困ったとき、先生はあまり話を聞いてくれません。 忙しいと思うので、相談にのってくれる先生がたくさんいたらいいと思います。
県の考え方	● こどもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、きめ細かな指導が実現できるよう、引き続き、国に対して教職員定数の十分な確保と、中学校における35人学級編制の導入について要望してまいります。 ● また、地域のご協力を含めた外部委託やサポート人材の配置など様々な取組により、教職員がこどもと向き合う時間を生み出せるよう働き方改革を推進してまいります。 いただいたご意見は参考にさせていただきます。

(4) 学びの機会等の充実とキャリア教育

ご意見21	➤ 自分が好きなことがたくさん学べる環境が欲しい。たとえば、理科が好きなので実験とかたくさんできる勉強の場が欲しいです。音楽が好きなので、プロの人の演奏を近くでたくさん聴きたいです。 ➤ 職業体験ができる場をもう少し増やして欲しい。 自分の中学校では一度だけ授業で体験する事が出来た。もっと色々な職場を体験してみたいと思った。
ご意見22	➤ 講演会などの大人の話聞く機会をもっと増やして欲しい。 (色々な経験をされた大人の話聞くことは、こどもにとって多くの影響を与えると思う。実際私も授業の一環で大人の話聞くことがあり、そのことをきっかけに将来の夢がある程度決まって、いろんな話を聞くことで考えを深めることができたので、そういう機会を増やして欲しい。)
県の考え方	● こどもたちの中にある「やりたい」「やってみたい」を地域の中で実現できるようこどもたちの居場所づくりに取り組む市町村に対して、つながりづくり「ふるさと活動」実践事業を通して支援しています。 ● また、音楽をはじめ演劇、舞踊、伝統芸能、メディア芸術のトップレベルの団体が、全国の小中学校を対象に巡回公演を行うことができる文部科学省が実施する舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)があります。活用については学校にご相談ください。 ● 中学校におけるキャリア教育は、各学校が、特別活動や総合的な学習の時間など各教科等の教育課程に適切に位置付けて実施しています。学習活動としての職場体験も、事前学習や事後学習を含めて計画的に実施されています。複数回の体験学習を実施するかどうかは、各学校の判断となります。 地域や企業が行う体験イベントなど、学校に案内が来ていることもありますので参考にしてください。 ● 県立高校では、企業等での就業体験(インターンシップ)を行っているほか、企業等を学校に招いて行う就職ガイダンスなどを開催し、企業の方から直接話を聞く機会を設け、生徒が社会に対する理解を深め、将来の職業に対するイメージを拓ける機会としています。また、バスを借上げ、地元の企業を見学するツアーを実施する高校もあります。 ● 各学校では総合的な学習の時間や特別活動の時間を中心に、職業講話や職場訪問・職場体験学習を実施するなど、キャリア教育の一環として大人の話を聴く機会を設けています。また、情報セキュリティや人権学習、健康教育など様々な専門家の話を聴く機会も多く多くの学校で設けています。今後も、県教育委員会として、児童生徒の心に響く講演会等が実施されるよう支援していきます。

(5) 県内の公立学校でのスマホ利用など自由度を上げることについて

ご意見23	➤ 島根県の公立学校での自由度を上げて欲しい。 ➤ 都会の学校ではInstagramを活用したり、スマホ端末で二次元コードを読み取ったりしているため、タブレット端末の使用だけではなく、スマートフォン端末を使用することで都会の学校との差が埋められると考える。また、緊急時の連絡が迅速に対応できたり、学習用のアプリをダウンロードするとかでより深い学びが可能と考える。
県の考え方	● GIGA スクール構想において、一人一台端末と高速大容量のネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用の推進も図られました。児童生徒の個別最適化された学びが学校現場で実現されています。 ● 公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針については、令和2年7月31日付2文科初第670号にて文部科学省初等中等局から通知があり、「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。県教育委員会としては、県立高等学校においては「始業時から終業時まで学校における使用は原則禁止」、特別支援学校においては「学校及び地域の実情を踏まえて各学校において判断する」、公立小・中・義務教育学校においては「学校への持ち込みは原則禁止。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める」としています。 ● 一人一台端末の利用に併せ、各自のスマホなどの端末の利用については、各学校の教育目標などを踏まえ、必要に応じて市町村教育委員会及び各学校において、判断される事柄であると考えます。

《重点推進事項５》 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保（学童期・思春期）全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）

（１）放課後児童クラブの充実

ご意見２４	○ 自分の住んでいる市町村には、小学校に放課後児童クラブが併設されていない。子育てする上で大変不安で、不満である。すぐに、県内の他地域のような、放課後児童クラブを設置してほしいと思う。 ○ 現在、保育園がその役割を果たしてくれているが、人手も足りないようで、受け入れてもらえなかったり、もう来なくていいのようなことを職員さんから言われてきたような話も聞いている。非常に不安だし、子どもの放課後や長期休業中の学びの場が保証されないということは、親が安心して働くこともできない環境であるということで非常に困る。 ○ また、地域の公民館などで、放課後遊びクラブも週に一回してくれているが、下校の場が変わるため、混乱があったり、毎日ではないため機能していないようなところもあるように思う。 ご検討よろしくをお願いしたい。
県の考え方	● 放課後児童クラブの実施場所については、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、保育所など様々な場所で実施されています。いただいたご意見については実施主体の市町村にお伝えします。 ● 社会教育で進める放課後子ども教室は、放課後のこどもたちに対して、地域の皆さんと一緒に様々な活動の体験や学びの場を提供することを目的としており、活動の形態や頻度等については、各市町村及び各地域の実情に応じた形で進めていただいています。 ● もし、下校の場が変わるなどして混乱が生じるといったことがあれば、公民館などにその状況をお伝えいただき、どうしたらこどもたちによりよい活動が提供できるのか、一緒に考えていただけると幸いです。 ● 県としては、県内市町村で展開される様々な取組について情報を収集し、活動の参考となるような情報提供に努めてまいります。

(2) 学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化

ご意見25	➤ 先生に「生徒同士で喧嘩している。トラブルがある。」と、嫌だと言っているのに「仲が良いから」と流しちゃうのが嫌。
県の考え方	● 登校しても教室に入りづらいこどもたちに対しては、各校が保健室、図書館、空き教室などを活用して、校内での学習支援や居場所の提供に取り組んでいます。登校したくてもできないこどもたちに対しては、市町村教育委員会が設置する教育支援センターで、学習支援や居場所の提供を実施しています。現在、教育支援センターは県内10市町に12施設あります。教育支援センターを設置していない市町村では、庁舎、公民館、図書館などの公的施設の一室や、ご家庭に出向き、話し相手になるなど、実情に応じた様々な取組でこどもたちを支えています。

(3) 不登校等のこどもたちへの相談・支援、フリースクール、居場所について

ご意見26	➤ 通信制高校が少ない。選択肢が少ない。 ➤ 学校に行っていない子の居場所が欲しい。 ➤ フリースクールが少ない。 ➤ 高校生が行けるフリースクールを増やして欲しい。 ➤ フリースクールが高い。遠い。移動手段がない。 ➤ コミセンにフリースクール機能を備えて欲しい。 コミセン内に学校・教育の話しを聞いてくれる専門家を常設して欲しい。 コミセンは学校の近く・家の近くにあるのもっと活用して欲しい
ご意見27	○ 不登校のこどもへの理解と支援について（フリースクール、居場所等） ○ 不登校のこどもにも色々タイプがあり、色々な考えがあると思う。学校や発達・教育相談支援センター『エスコ』・心理カウンセラーの支援やフリースクールがあれば、「こんなことがしたい」「体験を通じて知識や学力がつく」ことで、社会とのつながりを作り、心の安定と好奇心を伸ばすという成長の仕方が安心する子もいる。 ○ 不登校だから仕方ないではなくて、一歩進んでは立ち止まり、悩みながら、受け入れながら生活するこどもでも公立小学校に通えるような居場所・カリキュラムがあれば安心できる。 ○ 不登校のこどもが週3回通うフリースクールや習い事に月数万円かかり経済的に大変だった。 ○ 公立学校に在籍する不登校のこどもにも金銭的負担の少ない（居場所のような）環境があればありがたいと思う。
ご意見28	○ 既存の義務教育から外れてしまった子に対して、かわいそう、普通ではない、変わっているなどという厳しい目を感じる。 ○ 義務教育は親の責任だが、既存の学校からあぶれてしまったこどもは、学ぶ権利を奪われている状況にある。不登校の原因が無気力だとか、親がそれを許したとか項目にあがっていますが、当事者の親はそれをみて悲しく思っている。 ○ こんなに不登校がふえているのは、指導要領の改変に基づくつめこみカリキュラムが原因だと思っている。発達障がいが増えたのは実数ではなく、ついていけないこどもが診断を受けたためであろうと思っている。

	○ 今、自分のこどもたちはフリースクールでいきいき活動できるようになったが、ひきこもりのこどもたちのことを考えると胸がいたむ。 ○ こども「全員」がいきいきと目を輝かせ、学ぶ権利を存分に活用できますように。
県の考え方	● こどもたちに対しては、相談窓口のチラシを配付することをはじめ、相談したい時に、適切な相談窓口へ速やかにつながるようにしていくために、県立学校では、それぞれの一人一台端末に連絡先一覧を表示することを始めました。保護者の皆様に対しては、スクールメールを活用して相談窓口の情報を提供し、その頻度を増やすなどして、周知に取り組んでいます。 ● また、県教育委員会のホームページのトップページの最上段に相談窓口一覧のバナーを設け、様々な相談窓口に容易にたどり着けるようにしています。 ● 県内の小学生、中学生で登校しても教室に入りづらいこどもたちに対しては、各校が保健室、図書館、空き教室などを活用して、校内での学習支援や居場所の提供に取り組んでいます。登校したくてもできないこどもたちに対しては、市町村教育委員会が設置する教育支援センターで、学習支援や居場所の提供を実施しています。現在、教育支援センターは県内 10 市町に 12 施設あります。教育支援センターを設置していない市町村では、庁舎、公民館、図書館などの公的施設の一室や、ご家庭に出向き、話し相手になったりして、実情に応じた様々な取組でこどもたちを支えています。 いただいたご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。 ● 県教育委員会では、不登校を経験した生徒の受け止めについて、宍道高校、浜田高校両校の定時制・通信制の全生徒を対象に、不登校を経験した生徒の受け止めについて調査を実施し、令和 6 年 6 月に調査結果を公表しました。この調査により、不登校の要因には、生徒の受け止めと学校との認識には違いがあることがわかりました。これらの結果を踏まえ、不登校というだけで問題行動と受けとられることがないように、教職員をはじめ、不登校のこどもたちに関わる人に対して啓発を続けています。 いただいたご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

(4) オンラインでの授業参加と単位取得、学び直しの支援

ご意見29	➤ 本当は今在籍している高校に戻りたい。オンラインの単位取得があれば良い。 ➤ 病気の際はオンラインで授業の出席が認められるけど、精神的に体調が悪くて外に出られないときはオンライン授業が受けることができない。 ➤ 学校に行きたい、卒業したいと思っているけど精神的事情で学校に行けない場合に、リモートで授業参加できるような制度が欲しい。 ➤ 学びなおしや夜間中学校が欲しい。
県の考え方	● 高等学校においては、島根県立高等学校規程の定めにより、年間の総授業時数の3分の2以上の出席がなければ単位を認定することができないこととなっていますが、令和6年4月からの国の制度改正により、登校したくてもできない生徒や病気療養中の生徒等を対象に、通信教育や遠隔授業を行うことにより、その学習時間分を出席扱いとすることで柔軟な履修・単位修得を認めることができることとなっています。但し、その場合であっても通信教育及び遠隔授業によって修得できる単位数は、卒業に必要な74単位のうち36単位まで（病気療養中等の生徒については単位数の制限なし）となっています。

《重点推進事項6》 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり（青年期）

（1）将来の夢や希望をかなえるために望む支援

ご意見30	➤ 夢は持っているけど将来が不安。 ➤ 県内の専門学校の種類が少ない。やりたいことの為に県外に出ないといけない。 ➤ 学生世代は支援や制度があるけど、学生期間を過ぎたら（20代）、制度が極端に減る。もっと広い受け皿が欲しい。学生期間を過ぎると応援されない。 ➤ 車が必須、公共交通機関が充実してないから、行きたいところに行けない。車の免許が必須なら、免許取得の制度が欲しい。免許取得費用・車購入費用の補助（分割でも金利が無い等）が欲しい。 ➤ お金が欲しい。
県の考え方	● 就学先の選択肢の充実は進路選択をする上で重要と考えます。 県内の専門学校においても各分野の専門的な技術教育を受け資格取得が可能となっておりますので、いただいたご意見を参考に専門学校等と連携し広報をより充実するよう努めていきます。 ● 県では、しまね若者サポートステーションを島根労働局と共同で松江と浜田に設置し、働くことに困難を抱える15歳から49歳までの方を対象として、就労支援を行っています。 ● また、県では、こどもや若者を取り巻く様々な問題に対し、情報共有や施策の連携を進めるため、教育、医療、雇用などの関係機関で構成する「島根県子ども・若者支援地域協議会」を設置しています。この協議会にしまね若者サポートステーションも参加しており、個別に学校などを訪問して事業の説明を行うなど、日頃から関係する機関との連携、相互理解に努めております。今後も、教育など各分野の専門機関との連携をさらに緊密にし、情報交換を通じて、支援を必要とされる方の把握に努め、適切な支援につなげてまいります。 ● 様々な困難を有するこども・若者の相談・支援のため市町村に子ども・若者総合相談窓口の設置と居場所事業の実施などを引き続き働きかけます。

(2) 安心して働ける社会づくり

ご意見31	➤ 物価や社会保険料、税金の上昇を鑑みて賃金も上昇して欲しい。安心して働ける社会をつくって欲しい。
県の考え方	● 地方に多い中小企業が物価上昇に負けない賃上げを行う前提としてコスト上昇分を価格転嫁できるよう、大企業との対等な取引環境を整備することが必要です。この実現のため、国に対して、実効性のあるあらゆる手段を講じることを求めています。

(3) 結婚に希望が持てるための支援について

ご意見32	《将来結婚したいと思いますか》 ➤ 結婚はいずれはしたいと思う。孤独が嫌だから。誰かとの関わりがないと生きていけないから。 ➤ 結婚したい。こどもが欲しいから。だからこどもが産みたいという政策を出して欲しい。金銭面の負担が抑えられると産みたくなると思う。 ➤ パートナーは欲しいけど、結婚しない自由も欲しい。 自分の事（就職、自分のキャリアを積む）で考える余裕もない
県の考え方	● 結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものではあってはならないと考えています。また、1（2）計画の目的、及び本計画の上位計画にあたる第2期島根創生計画においても、その旨を明記することとしております。 ● 経済的な負担の軽減について、島根県では保育料負担軽減やこども医療費助成支援などに取り組むほか、国に対しても、物価高騰を背景とした適切な価格転嫁の実現や、都市と地方の実質賃金の格差是正などについて要望し、安心して出産・子育てができる環境づくりに継続して取り組んでまいります。 ● 県では、労働者が豊かでゆとりある生活を営むことができるよう、勤労者生活支援資金の融資により、入学や在学中に必要な教育費や育児休業・介護休業期間に必要な生活費経済的負担を支援しております。引き続き預託先である中国労働金庫や島根県労働福祉協議会などの労働団体を通じて同資金のPRポスターの掲示やチラシ配布を行うなど勤労者に対する広報の充実を図って参ります。 ● 県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● ご意見のうち、「こどもを産みたいという政策のうち金銭面の負担が抑えられると産みたくなる」という点について、現在、県では、子育てに係る経費の軽減を図るため、3歳未満児の保育料の軽減等を行っているところですが、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えており、引き続き国に要望して参ります。

（４）多様な価値観、多様な生き方の尊重について

ご意見３３	○ 若者の多様な価値観を尊重するという一方、こどもを産み育てるのという流れが基本のような書き方に違和感を持った。 ○ 前提として、”産み育てたい方については、”というのがいると思う。 ○ 同性パートナーシップや一人で生きる方、特別養子縁組など、多様な生き方があるなかの、一つに過ぎないと思う。
県の考え方	● 社会の価値観や選択肢が多様化している中で、結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思に基づくものであり、義務感や負担感を抱かせるものであってはならないと考えています。 ● 結婚や出産、子育てを希望する若い世代に対して、人生の重要な選択ができる環境を整え、その希望を安心してかなえられるよう、こどもや若者、子育て当事者の人生を切れ目ない視点で捉えて取組を進めていきます。

（５）行政の結婚支援について

ご意見３４	○ 正直行政が、結婚という価値観の押しつけを推進することに違和感がある。 ○ マッチング機能については民間のほうが進んでいると思うので、それをサポート監修するだけでよいのではないかな。
県の考え方	● 結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものではあってはならないと考えています。また、１（２）計画の目的、及び本計画の上位計画にあたる第２期島根創生計画においても、その旨を明記することとしております。 ● 結婚を希望される方が、ご自身に合ったマッチング方法を選択できることが重要だと考えています。県では、利用料が安価で、相談者に寄り添いながら、安心してご利用いただけるお相手探しに関する取組を進めてまいります。

《重点推進事項７》 子育て当事者への支援

（１）子育て支援と経済的負担の軽減

ご意見３５	○ 核家族や実家が遠方の人も多いと思うので、こどもに何かあった時や、親が突然の入院などで見られない時に数時間でもすぐに対応してくれる（見てくれる）機関があったら安心だと思う。（保育園が休みの土日祝も見てくれる場所や人） ○ 子育ては長い目で見た時にお金がかかったり、悩みも増えると思う。金銭面や親の情緒面などへの支援をしてくれると安心。本当に困った時に少し頼ってもいいんだと思え、気を張りすぎずに子育てができると思う。
県の考え方	● こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援に、これまで以上に取り組んでまいります。 ● 低所得世帯を対象とする生活福祉資金制度では、こどもが大学、高等専門学校、高等学校に入学・就学するための費用を無利子で貸し出しており、今後もこの制度の活用に向け情報発信していきます。 ● 県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。 いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。

ご意見36	➤ 手っ取り早く人口を増やしたいなら、子育て世代が助かる施策をしたら良い。 こどもを産んだら補助金を出す。給食費を無料にするなど、テレビのニュースを見ると、それらに取り組んでいるところは移住が増えている。 ➤ 仕事をしながら子育てをできる自信がない。大変そう。
県の考え方	● 現在、県では、子育てに係る経費の軽減を図るため、3歳未満児の保育料の軽減等を行っているところですが、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えており、引き続き国に要望して参ります。 ● こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。 ● 子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができ、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者の支援を行い、誰もが仕事と子育てを両立して安心して働き続けることができる職場が広がるように取り組んでいきます。

ご意見37	○ 『結婚しない理由は、経済的不安によるもの』ととれる内容があったが、奨学金返済援助や、教育無償化、給食無償化、小学校などの教材無償化など、「おかねの心配のない」子育て環境こそ、少子化対策につながるのではないか。 ○ 経済的不安を感じている知り合いが「子育てにはたくさんお金が必要だから子どもは1人！」と言っているが、それが理由でこどもを産むのをやめたり、こどもが大きくなって進学をあきらめたりがないような社会になってほしいと思う。 ○ 自分自身もうすぐ出産を控えている。 市や県の補助金を見るが、金銭面が心配になったりする。 一時金も年々高くなりありがたさは感じるが、手出しが必要な場合が多い。 産休に入り給料も出産後に振り込まれるなか、金銭面が心配になる。 ○ 出産を控えている方はストレスを感じやすいこともあるので、経済面だけでも、もう少し支援があるといいと思う。
-------	--

	○ 子育てや教育に関するお金の負担を減らしてほしい。少子高齢化対策にもなる。子育てをしながら働く親のための支援を充実させて欲しい。
県の考え方	● 経済的不安が理由となってこどもを産むのをやめたり、こどもが大きくなって進学をあきらめたりがないよう、現在、県では、こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、子育ての経済的負担の軽減として、3歳未満児の保育料の軽減等やこども医療費助成支援などに取り組んでいます。 ● また、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。 ● なお、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えております。 国に対しても、物価高騰を背景とした適切な価格転嫁の実現や、都市と地方の実質賃金の格差是正などについて要望し、安心して出産・子育てができる環境づくりに継続して取り組んでまいります。 ● 県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。 いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 低所得世帯を対象とする生活福祉資金制度では、こどもが大学、高等専門学校、高等学校に入学・就学するための費用を無利子で貸し出しており、今後もこの制度の活用に向け情報発信していきます。

ご意見38	○ 実際、子育てをスタートしてみて、助産師、保健師などたくさんの方にサポートしてもらい、子育ては家族、行政のサポートなしではすすまないことを痛感している。 ○ 核家族や実家が遠方の人も多いと思うので、こどもに何かあった時や、親が突然の入院などで見られない時に数時間でもすぐに対応してくれる（見てくれる）機関があったら安心だと思う。（保育園が休みの土日祝も見てくれる場所や人） ○ 子育ては長い目で見た時にお金がかかったり、悩みも増えると思う。金銭面や親の情緒面などへの支援をしてくれると安心。本当に困った時に少し頼ってもいいんだと思え、気を張りすぎずに子育てができると思う。
県の考え方	● こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。

（２）安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

ご意見39	○ 働き方改革、産休・育休をしっかりと取れる（取りやすい）、休みを取りやすい、残業がないなど。 ○ 休みやすい職場環境と労働条件。
県の考え方	● 誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりのためには、従業員の方が必要とする休暇等の制度を整えるとともに、経営者や上司からの働きかけや、制度を取得しやすい環境づくりが大切だと考えています。 ● 県では、中小企業等が取り組む職場環境の整備に要する経費の一部を助成しています。 ● 今後も引き続き、雇用に関して優れた取組を行う企業等を表彰するほか、取組事例の周知や補助制度の活用を促し、働きやすい職場づくりが県内企業等で広がるよう、取り組んでまいります。

(3) ひとり親家庭への支援

ご意見40	《ひとり親家庭のこどもの送迎に係る支援について》 ○ ひとり親の中には自家用車を持ってない家庭がある。保育園から高校まで、こどもの用事で送迎が必要な場面が多々ある。バスも減便になる中で、自家用車、電動自転車、バスの補助があっても良いのではないかと思う。
ご意見41	《ひとり親家庭への経済的支援とこどもの支援について》 ○ 給付金が1番ありがたいが、結局一時的なので、一時的より継続的に支援があると助かる。 ○ 病児や学童の無料制度、オムツ支給やミルク支給などがあると助かると思う。 ○ 小学生の無料の遊び場。勉強サポートセンターなど、何をするにもやはりお金はかかるので、とにかく無料制度がいい。
県の考え方	● こどもの送迎については、ファミリーサポート等の支援事業があるため、ひとり親家庭のみを対象とした自家用車等の経費の支援は実施しておりません。 いただいたご意見を参考に、今後もひとり親家庭への支援の充実に努めてまいります。 ● ひとり親家庭への経済的支援については、児童扶養手当や福祉医療費助成事業等が実施されているところです。 また、こどもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援等の取組も促進しております。 ご意見については、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。

《重点推進事項８》 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援

(１) 児童虐待の早期発見と支援へのつなぎ

ご意見４２	➤ 親の異変に気付いて欲しかった。 - 両親に精神障がいがあり、危険なことをさせられていた時に、気づいて支援につなげてほしかった。 ➤ 虐待を受けたこどものその後の人生・将来の弊害を考えて欲しい。 ➤ 見た目で分からない虐待。 - 身体的虐待じゃない虐待が将来に害があるのを知って、考えて欲しい。
県の考え方	● 学校ではこどもたちの困難さに気づいた場合、教職員、スクールソーシャルワーカーなどが連携して対応しており、必要に応じて、社会福祉の関係機関等へつないでおります。 - いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ● 児童虐待からこどもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行っていきます。 ● こどもの問題行動の背景に虐待が隠れている可能性があることは、警察においても十分認識し、これからも適切な支援等につながる活動を推進して参ります。

(２) 一時保護児童の権利擁護

ご意見４３	○ (児童相談所の) 対応内容が正しいかを判断する第三者視点の組織を設立 (対応速度が犠牲にならないように注意する)
県の考え方	● こどもの権利擁護の推進に向けて、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。

(3) 児童相談所や里親、児童養護施設の活動の認知度向上

ご意見44	○ (児童)相談所、里親、施設の体制強化、体制整備だけでなく、活動内容の認知度向上も必要。特に子供達にこういう仕組みがあるということをどう知ってもらうか。 ○ 経済として自立できる支援組織(事業支援部)の設立。 ○ 企業からの支援を広く募集する営業活動の実施。
県の考え方	● わかりやすいパンフレットの作成やホームページの充実、イベント等の実施により認知度向上に努めてまいります。 ● 困難を抱えるこどもへの支援を目的とする社会的養護自立支援拠点事業の実施について検討してまいります。

(4) 命の大切さについて

ご意見45	➤ 「死んじゃだめだよ、死なないで。」って親にいわれるけど、なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。
県の考え方	● なんで死んではいけないのか、なんで生きていてほしいのか、という理由を言葉で説明することは難しいことですが、あなた自身がいることで、あなたのまわりには救われている人が必ずいます。あなたを失えば、その人たちはきっと悲しい想いをすることになります。周りの人にとって、あなたが大切な人だから生きていてほしいと思うのです。 あなたは死んでしまいたいと思うくらい悲しい気持ちかもしれませんが、あなたがいなくなってしまった時には、周りの人はもっと悲しい気持ちになると思います。 あなたに生きていてほしい理由は、あなたが周りの人にとって本当に大切な人だからではないでしょうか。 ● あなたが、悲しい気持ちになったり、つらい気持ちになったりしたときは、誰でもいいので、その想いをだれかに伝えてください。あなたの周りには信頼できる人がたくさんいるはずです。 周りに相談しにくい時は、県教育委員会のホームページのトップページの最上段に「県の相談窓口一覧」のバナーを貼っています。そのページにはいろいろな相談窓口がありますので、自分に合った相談窓口で、自分の気持ちを伝えてみてください。あなたの気持ちをきっと受け止めてくれます。

≪その他≫

ご意見46	○ 県や市の窓口を夜や土日でも少し開けていただくと嬉しい。検討をお願いします。
ご意見47	○ 土日休みの人、平日休みの人、色々勤務があるが、市役所、公共の場を毎日開放して頂けると助かる。公務員もシフト希望の方もいるのではないかな。 ○ 窓口が毎日開いている事を願う。
ご意見48	➤ 戦争や犯罪がなく、平和な世界になってほしいです
県の考え方	● ご意見は参考とさせていただきます。